

教第63号議案

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の件
神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年1月17日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立体育施設条例施行規則（昭和48年7月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表1ロッカーの項を削る。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

コインロッカーの利用を無料化するに当たり、規則を改正する必要があるため。

(参 考)

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表1 (第9条関係)

種別		単位	使用料	備考	
電光式得点表示器		1回	1式	3,000	
ロッカー			1台	50	ただし、中央体育館を除く
拡声装置			1式	2,000	
マイクロホン			1本	800	
CDプレーヤー			1式	800	
フロアシート			1枚	100	
物品取扱販売机			1脚	800	
広告掲示装置		1日	1平方メートル	1,000	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。
冷房機	競技場	1時間		14,000	1時間に満たない時間は、1時間として計算する。
	第1体育室			4,300	
	第2体育室			2,800	
暖房機	競技場			11,000	
	第1体育室			3,400	
	第2体育室			2,200	

備考

- この表において「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、又は午後5時30分から午後9時までをいう。
- 営業宣伝に関する諸集会・諸行事として又は収益目的として体育館を使用する場合の附属設備（広告掲示装置、暖房器及び冷房器を除く。）の使用料は、この表に規定する使用料の2倍の額とする。

種別		単位	使用料	備考
電光式得点表示器		1回	1式	3,000
ロッカー			1台	50
拡声装置			1式	2,000
マイクロホン			1本	800
CDプレーヤー			1式	800
フロアシート			1枚	100
物品取扱販売机			1脚	800
広告掲示装置		1日	1平方メートル	1,000
冷房機	競技場	1時間		14,000
	第1体育室			4,300
	第2体育室			2,800
暖房機	競技場			11,000
	第1体育室			3,400
	第2体育室			2,200

コインロッカー利用の無料化について
(神戸市立体育施設条例施行規則の改正)

1 対象施設

施設名	使用料	
	現行	改正後
王子スポーツセンター〔体育館〕	50円	無料
東灘体育館		
須磨体育館		
垂水体育館		
西体育館		

2 根拠法令

神戸市立体育施設条例施行規則 別表第1 (第9条関係)